



熊本県公報

第13480号
令和7年(2025年)
10月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(〃) 1
○保安林の指定の解除に関する予定	(〃) 2
○指定自立支援医療機関の指定	(障がい者支援課) 2
○指定自立支援医療機関の指定	(〃) 2
○指定自立支援医療機関の変更	(〃) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の区域変更	(〃) 3
○道路の区域変更	(〃) 4
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 4
登 載 依 頼	
○熊本県立高等学校学習者用端末貸借に係る一般競争入札に 参加する者に必要な資格等	(教育政策課) 4
○熊本県立高等学校学習者用端末貸借に係る一般競争入札の 実施	(〃) 5
○令和7年度(2025年度)第3回熊本県男女共同参画審議 会の開催	(男女共同参画審議会) 9
○環境影響評価準備書の縦覧等	(宇土市) 9

告 示

熊本県告示第752号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和7年(2025年)10月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字田代1142番18、1142番19
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田代1142番19(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第753号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和7年(2025年)10月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町川嶽字境谷2565番1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇境谷2565番1(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第754号
森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年(2025年)10月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県八代市東陽町河俣字折渡3909番28、31
2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第755号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和7年(2025年)10月28日

熊本県知事 木 村 敬

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
弓削クリニック・合志 合志市竹迫2287-1	令和7年(2025年)10月1日
佐々木メンタルクリニック 上益城郡嘉島町北甘木2257番地8	令和7年(2025年)10月1日
訪問看護ステーションspit-大津 菊池郡大津町大字大津308-1	令和7年(2025年)10月1日
訪問看護ステーションNOIE 宇土市栄町14番地4号2階	令和7年(2025年)10月1日

熊本県告示第756号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
令和7年(2025年)10月28日

熊本県知事 木 村 敬

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
医療法人木生会 安成医院 玉名郡玉東町木葉755番地6号	令和7年(2025年)10月1日
宇土まつやま調剤薬局 宇土市松山町1921-3	令和7年(2025年)10月1日
さくら薬局 宇土店 宇土市高柳町227番地9	令和7年(2025年)10月1日
新生堂薬局 松橋曲野店 宇城市松橋町曲野2118番地1	令和7年(2025年)10月1日
うさぎ薬局 人吉店 人吉市鍛冶屋町65番地	令和7年(2025年)10月1日
百太郎薬局 球磨郡錦町西3604番地105号	令和7年(2025年)10月1日

アクア薬局 天草市中村町37番	令和7年（2025年）10月1日
訪問看護ひたむき 菊池郡菊陽町大字津久礼2268番地38 菊陽ビル 401号室	令和7年（2025年）10月1日
そよう病院訪問看護ステーション 上益城郡山都町滝上476番地2	令和7年（2025年）10月1日

熊本県告示第757号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和7年（2025年）10月28日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
新生堂薬局 益城木山店	医療機関の所在地変更	上益城郡益城町木山357	上益城郡益城町大字木山字居屋敷341-8	令和7年（2025年）9月22日
ユニスマイル薬局 多良木いちご店	医療機関の名称	ファーコス薬局 多良木いちご	ユニスマイル薬局 多良木いちご店	令和7年（2025年）10月1日

熊本県告示第758号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）10月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	笹倉久住線	阿蘇郡産山村大字産山字高畑 582番2地先から 阿蘇郡産山村大字産山字耕院庵 562番1地先まで	前	12.9 ～ 35.6	164.9	活力創出基盤交付金
			後	12.9 ～ 40.2	164.9	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）10月28日

熊本県告示第759号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）10月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大浦港線	天草市有明町大浦字宮下 1071番9地先から	前	5.2 ～ 8.9	50.8	災害関連事業

		同所 1 0 7 3 番 4 地 先 まで	後	6.9 ～ 12.4	50.8	
2	区域を変更する期日	令和7年（2025年）10月28日				

熊本県告示第760号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）10月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町字五反田 4 4 9 0 番 2 地 先 から	前	5.2 ～ 14.5	39.6	災害関連事業
		同所 4 4 9 4 番 2 地 先 まで	後	5.7 ～ 14.5	39.6	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）10月28日

公 告

熊本県公告第634号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字中谷3711番1、同3712番1、同3713番1及び同3714番1
6,434.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都中央区八重洲二丁目2番1号
熊本大津ロジスティック特定目的会社

熊本県公告第635号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）10月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大林字八反畑795番及び同795番2
3,340.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大林787-1
株式会社E F F O R T

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第35号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年（2025年）10月28日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
熊本県立高等学校学習者用端末賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「業務委託」、業種（詳細業種）が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）11月11日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第54号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）10月28日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県立高等学校学習者用端末賃貸借
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 借入物品及び数量
熊本県立高等学校学習者用端末賃貸借要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 借入物品の仕様
仕様書による。
 - (6) 借入期間
令和8年（2026年）4月1日（水）から令和13年（2031年）3月31日（月）まで
 - (7) 納期限及び納入場所
仕様書による。
 - (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（3）アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉

- 塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
入札金額は、1月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「業務委託」、業種（詳細業種）が「リース・レンタル（ＯＡ機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）11月11日（火）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書、仕様適合確認書及び製品仕様書、カタログ等を令和7年（2025年）11月19日（水）午後3時までに熊本県教育庁教育政策課に提出し、機能等証明書審査結果通知書による承認を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)に係る機能等証明書審査結果通知書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)ア及びイに掲げる書類の電子データの容量が5メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）12月1日（月）午後3時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局

- (5) 内容の確認
入札参加希望者は、契約担当者から(1)イの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (6) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)12月1日(月)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)12月11日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)12月10日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年(2025年)12月11日(木) 午前10時
(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)12月10日(水)(必着)までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (3) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1 (3) の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の違い
- (8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を用いることを定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を用いることを定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの借入代金）に借入月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達法は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を用いることを定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

Computer rental for learners of kumamoto prefectural high school
2,000 computers

(2) Date and place to tender

Date: December 11th, 2025, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

E d u c a t i o n a l P o l i c y D i v i s i o n
B o a r d o f E d u c a t i o n P r e f e c t u r a l O f f i c e
o f K u m a m o t o
6 - 1 8 - 1 S u i z e n j i , C h u o - k u , K u m a m o t o - C i t y
, K u m a m o t o P r e f e c t u r e
8 6 2 - 8 6 0 9 , J a p a n
P h o n e : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 7 3

(4) O t h e r
L a n g u a g e : J a p a n e s e
C u r r e n c y : J a p a n e s e Y e n

熊本県男女共同参画審議会公告第59号

令和7年度(2025年度)第3回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和7年(2025年)10月28日

熊本県男女共同参画審議会会長 山下 雅裕美

- 1 開催日時
令和7年(2025年)11月12日(水) 10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁防災センター3階 306会議室
- 3 議事
第6次熊本県男女共同参画計画素案について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)

公告

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、条例第15条の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第16条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会について、条例第16条第2項の規定により準用する条例第7条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年(2025年)10月28日

宇土市長 元松 茂樹

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 熊本県宇土市
(2) 代表者の氏名 宇土市長 元松 茂樹
(3) 主たる事務所の所在地 熊本県宇土市浦田町51番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 住吉漁港土砂受入地整備事業
(2) 種類 公有水面の埋立て
(3) 規模 埋立区域の面積 約16.4ha
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県宇土市住吉町地先公有水面
- 4 関係地域の範囲
熊本県熊本市、宇土市及び宇城市
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
ア 宇土市役所(水産振興室)
イ 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
ウ 熊本市役所(水産振興センター)
エ 宇城市役所(農林水産課)
(2) 期間 令和7年(2025年)10月29日(水)から

- 令和7年(2025年)11月28日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる)
- (4) 電子縦覧 <https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1121/13912.html>
- 6 意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 令和7年(2025年)12月12日(金)(当日消印有効)
- (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問
合せ先への郵送及び電子メール
- (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
- ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載
すること。)
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 宇土市
- ア 日時 令和7年(2025年)11月11日(火)午後7時から
- イ 場所 網津防災センター
- (2) 熊本市
- ア 日時 令和7年(2025年)11月13日(木)午後7時から
- イ 場所 天明まちづくりセンター(天明公民館)
- (3) 宇城市
- ア 日時 令和7年(2025年)11月18日(火)午後7時から
- イ 場所 不知火防災拠点センター
- 9 問合せ先
- 〒869-0492
熊本県宇土市浦田町51番地
宇土市 経済部 水産振興室
電話 0964-27-3326(直通)
E-mail suisan01@city.uto.lg.jp